

もやせないごみ（赤色文字袋）

- ① 家庭菜園の農薬・芳香剤等のびんは、もやせないごみになります。
- ② 塗料缶・スプレー缶等の飲食用以外の空き缶は、もやせないごみになります。
- ③ びんの割れたものや陶磁器等は、もやせないごみになります。
- ④ びんについている金属製の王冠やキャップは、もやせないごみになります。
- ⑤ 袋に入る小型家電製品類（テレビ・パソコンを除く。）は、もやせないごみになります。
- ⑥ おもちゃ・文房具・台所用品等でガラスや金属が付着しているものは、もやせないごみになります。
- ⑦ 鍋・包丁・アルミホイル等の金属製品は、もやせないごみになります。
- ⑧ ボウリングの玉・漬物石は、プラスチック製でも、もやせないごみになります。

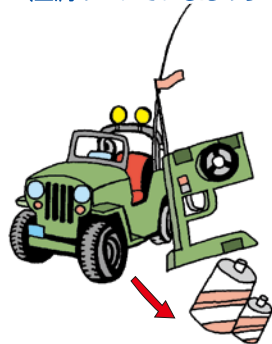
注意事項

- ① 小型家電製品類やおもちゃ類からは、乾電池を抜き取ってください。
- ② 傘は、袋からはみ出してもしっかりとしばって出してください。
(傘以外については、袋からはみ出して出すことはできません。)
- ③ スプレー缶は、必ず中身を使い切った上で、穴を開けずに出してください。
(ガス抜きキャップ等を使用する場合は、火の気のない風通しの良い場所でガスを抜いてください。)

● 傘

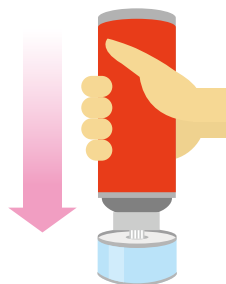


● おもちゃ (金属のついているものすべて)



乾電池を抜き取る

● スプレー缶 (火の気のない風通しの良い場所で)



● 刃物など危険なごみ

